

■有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成29年度中間期末			平成30年度中間期末		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,130	2,138	8	2,980	3,000	20
	その他	10,000	10,464	464	10,000	10,439	439
	小計	12,130	12,603	473	12,980	13,439	459
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	350	346	△ 3	840	834	△ 5
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	350	346	△ 3	840	834	△ 5
合計		12,480	12,949	469	13,820	14,273	453

(2) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

(単位：百万円)

	平成29年度中間期末	平成30年度中間期末
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	112	7,385
関連法人等株式	1	—
投資事業組合出資金	779	1,230
合計	892	8,616

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成29年度中間期末			平成30年度中間期末		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	40,878	17,741	23,137	42,394	15,203	27,191
	債券	385,350	375,969	9,381	281,603	274,965	6,638
	国債	47,362	46,942	420	15,365	15,214	150
	地方債	233,107	226,960	6,147	172,581	168,313	4,267
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	104,880	102,067	2,813	93,657	91,437	2,219
	その他	51,030	49,094	1,935	45,248	43,929	1,318
	小計	477,260	442,805	34,454	369,246	334,097	35,148
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	849	913	△ 63
	債券	26,976	27,497	△ 520	58,081	58,665	△ 584
	国債	19,163	19,659	△ 495	19,118	19,551	△ 433
	地方債	1,897	1,900	△ 2	17,532	17,619	△ 86
	短期社債	—	—	—	1,999	1,999	—
	社債	5,915	5,938	△ 23	19,430	19,494	△ 64
	その他	92,144	97,507	△ 5,363	37,906	39,483	△ 1,577
	小計	119,121	125,005	△ 5,884	96,838	99,062	△ 2,224
合計		596,381	567,811	28,570	466,084	433,160	32,924

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	平成29年度中間期末	平成30年度中間期末
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	1,480	1,455
その他	19	19
合計	1,499	1,474

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(4) 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前中間期及び当中間期における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 中間期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 中間期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。